

ローカル5GネットワークにおけるAGV運用に係るスマート工場実証研究 業務委託仕様書

1 業務名

ローカル5GネットワークにおけるAGV運用に係るスマート工場実証研究業務

2 目的

企業における業務のデジタルシフトが急速に進む中、5GやAGV技術の活用は、企業の生産性向上や競争力強化に資するものであることから、それらの技術を活用した効率的な製品製造を行うための実証研究を実施し、県内企業における活用の普及及び技術開発の促進に繋げることを目的とする。

3 委託期間

契約の日から令和7年3月14日（金）まで

4 業務内容

(1) 業務詳細

県内製造事業者のローカル5Gネットワーク環境において、工場における材料・完成品等の搬送による作業員の負担の減少や人手不足への対応など業務の効率化を図るため、AGVを導入したスマート工場の実証研究及び効果検証を行う。

○AGVによる無人搬送

- ・ プログラムされたコースを自動走行すること。
- ・ アームロボット等により、自動で材料・完成品等をAGVへ積載し、搬送に係る工程の無人化を図ること。

○工場内モニタリング

- ・ AGVに車載カメラを設置して、移動しながら工場内の環境を撮影し、運搬作業中の状況把握を含む工場内の環境について、別室や遠隔地からモニタリングできるよう映像データ等を伝送すること。

○その他

- ・ ローカル5Gネットワーク環境の構築については本委託業務には含まないので、受託者や対象とする製造事業者の責任において整備すること。

(2) 実証研究の対象とする製造事業者

- ・ 実証研究の対象とする製造事業者については、愛媛県内に製造工場を有する（本県内で実証研究を行う）ことを条件とし、本企画提案に参加しようとする者が、当該製造事業者と提案内容について調整し、提案内容に関して同意を得ること。

5 運営体制の整備及び責任者の配置

- (1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- (2) 本業務に係る責任者及び県との連絡・調整のための担当者を配置すること。
- (3) 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて県に提出すること。

6 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ県と協議の上、必要と認められたときは、業務の一部を他者に再委託することができる。

- (2) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

7 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

8 著作権等の取扱い

- (1) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は県に帰属するものとする。
- (2) 成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- (3) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

9 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、業務の具体的な実施内容等について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

10 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、愛媛県会計規則、愛媛県個人情報保護条例その他関係法令・条例等を順守すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、実施内容や実施時期等、県と十分に協議の上進めること。
- (3) 本業務に係る一切の経費は、委託金額に含むこと。
- (4) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、県と受託者との間で協議のうえ決定すること。
- (6) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。